

# 特記仕様書

- 1 工事番号 公賃工第1号
- 2 工事名 ラシユールメゾン給湯設備改修工事（一期工事）
- 3 工事場所 岐阜市橋本町2丁目52番 地内
- 4 工事概要 ラシユールメゾン岐阜において、電気温水器の更新工事を行うもの  
・給湯設備改修工事 … 1.0式

## 5 適用基準

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次に掲げる図書（以下「標準仕様書」という。）を適用する。

「公共建築工事標準仕様書」

（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）

「公共建築改修工事標準仕様書」

（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）

「営繕工事写真撮影要領」（最新版）

その他関係法令等

## 6 使用機器類 及び工事範囲

### (1) 電気温水器

三菱電気 電気温水器 370L 自動風呂給湯タイプ 高圧力型エコオートSRT-J37CD5同等品

工事範囲 6階～10階

601号室・611号室・612号室・704号室・705号室・710号室・1003号室・1004号室を除く 52戸

### (2) 台所・浴室リモコン

三菱電気 インターホンタイプリモコンセット RMC-JD5SE同等品

工事範囲 6階～10階

601号室・611号室・612号室・704号室・705号室・710号室・1003号室・1004号室を除く 52セット

## 7 一般事項

### (1) 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は次のとおりとする。

①現場説明事項（質疑応答書含む）

②特記仕様書

③設計図書

④標準仕様書

なお、不明な点は公社監督職員（以下「監督員」という。）と事前に十分協議を行うこと。

### (2) 疑義及び軽微な変更

・現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合、請負金額の変更は行わない。

### (3) 官公署その他の手続き

・本工事に必要な諸届、諸手続きは本工事に含まれるものとし受注者の責任に遅滞なく行うものとする。

### (4) 提出書類

・施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図、施工計画書及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された製品については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

- ・本工事施工及び完成に関して提出する書類は、岐阜県（公共建築課）の「工事請負に係る書類」に準じて作成すること。

#### (5) 工事实績情報の登録

- ・請負代金額が500万円以上（消費税込み）の受注者は、工事实績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録するものとする。なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。  
また、変更契約日と工事完了日の間が、10日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。

#### (6) 事故報告

- ・工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに公社職員に通知するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。

#### (7) 火災保険等

- ・契約締結から完成期限後14日目まで、火災保険又は、それに代わる請負倍賞精機人保険等に加入し、証書の写しを提出する。

#### (8) 発生材の処理等

- ・発生材は全て構外に搬出し、「再資源の利用に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」その他関係法令等によるほか、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理要綱」を遵守して適切に処理をして監督員に報告する。
- ・建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再資源利用計画書及び再資源利用促進計画書を提出すること。また、工事完了時に同計画書の実施報告書をシステムにデータ登録すること。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成したものとする。
- ・マニフェスト票の写しは提出を不要とするが、監督員に求められた場合は提示すること。

#### (9) 建築材料等

- ・使用する材料、製品等は、県産材を優先的に使用し、見本品、カタログ、施工図等を監督員に提出すること。また、指定材料以外の材料でも指定材料と同等品と認めるものは、使用することができる。

#### (10) 工事施工

- ・作業日程については、3階管理室LSA（生活援助員）及び1階防災センター担当者と協議し決定する。ただし、騒音の発生、及び大型車両による資材の搬入等、危険を伴う恐れのある作業については、1階防災センター担当者の事前に承諾した日時とする。
- ・受注者は工事着工に先立ち現況の状況等についてあらかじめ綿密な調査を行い実施すること。詳細な事項については、監督員・3階管理室LSA及び1階防災センター担当者と十分な協議の上、施工すること。
- ・電気温水器取替を完了した住戸については、施工日当日に給湯できるよう措置を講じること。
- ・工事用車両の駐車場は受注者にて確保することとし、本工事に含むものとする。

#### (11) 後片付け

- ・工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け・清掃を行う。

#### (12) 施工中の安全確保

- ・工事現場の安全・衛生に関する管理は、現場代理人が責任者になり、関係法令に従って行う。
- ・工事車両の駐場所及び時間については1階防災センター担当者と入念に打合せを行い、工事内容、工事期間等を貼り紙等で入居者に周知すること。
- ・入居者及び近隣等からのクレーム等は、受注者が誠意をもって対応すること。

#### (13) 環境保全

- ・建設機械は、低騒音、低振動、環境対策型建設機械を使用する。

#### (14) 工事電力・工事用水について

- ・本工事の施工に関して使用する電力・用水等の費用については、受注者の負担とする。なお、共用部分から電力・用水を使用する場合は、監督員及び3階管理室LSAと使用方法・期間・使用料の支払い方法等について打合せを行うこと。

なお、撤去に要する費用等は、受注者の負担とする。

(15) その他

- ・受注者は、監督員と緊密な連絡を図り、十分な現場調査、打ち合わせを行って工事を施工するものとする。
  - ・設計図及び仕様書に明記なき事項で、本工事完成の為に必要な技術上、納り上、施工を要する事項及び軽微な変更は、監督員と協議し、その指示に従い受注者負担にて施工すること。
  - ・下請け業者の選定に当たっては岐阜県内に本店（建設業法〔昭和24年法律第100号〕に規定する主たる営業所含む）又は支店等のある中から選定に努めること。また岐阜県入札参加資格停止の処置がなされていないこと。
  - ・工事中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧するものとする。
  - ・完成図書として施工図、使用機器等の仕様書、取扱説明書をまとめ、監督員へ提出すること。（施工図・完成図は可能な限りJW-CADデータでも提出する。）
  - ・その他、公害防止条例・消防法・建築基準法、県条例等の本工事に関連する関係法令を遵守すること。
- ・統一の一斉休工の取組について
1. 本工事は「建設現場の週休2日」の普及及び浸透に向けて、週休2日制モデル工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取り組むものとする。なお、本取り組みは強制的な現場閉所や工期の調整を求めものではない。
  2. 休工とは、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖されている状態をいう。
  3. 受注者は、国土交通省中部地方整備局が実施するWEBアンケート「まんなかホリデー取組状況アンケート調査」に毎月の第2土曜日の取組状況を回答するものとする。  
[https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/holiday\\_anketo/input\\_view/index.html](https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/holiday_anketo/input_view/index.html)

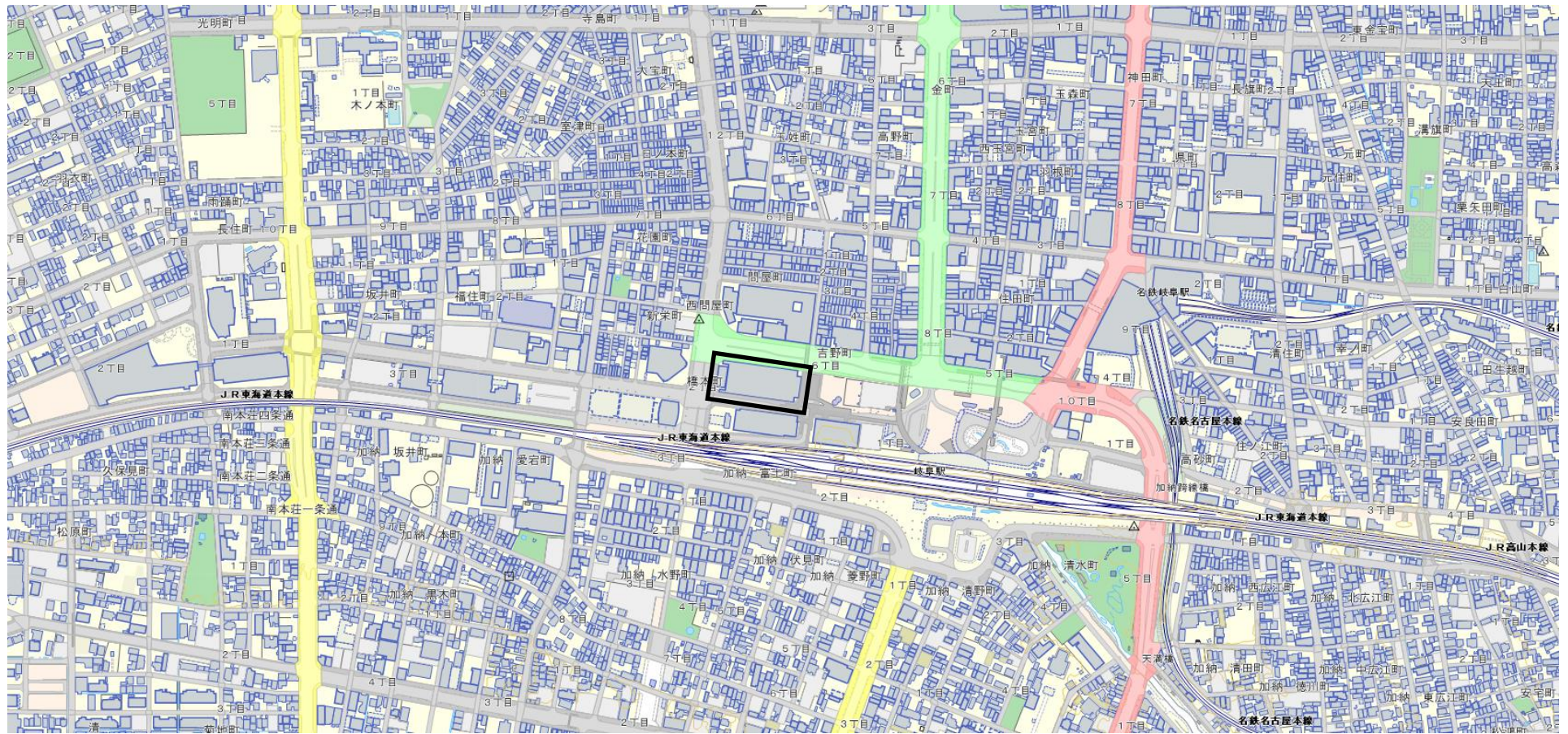
8. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- (2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者履行期間の延長を請求することができる。

以上



# 位置図



凡例等

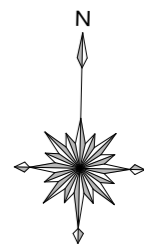
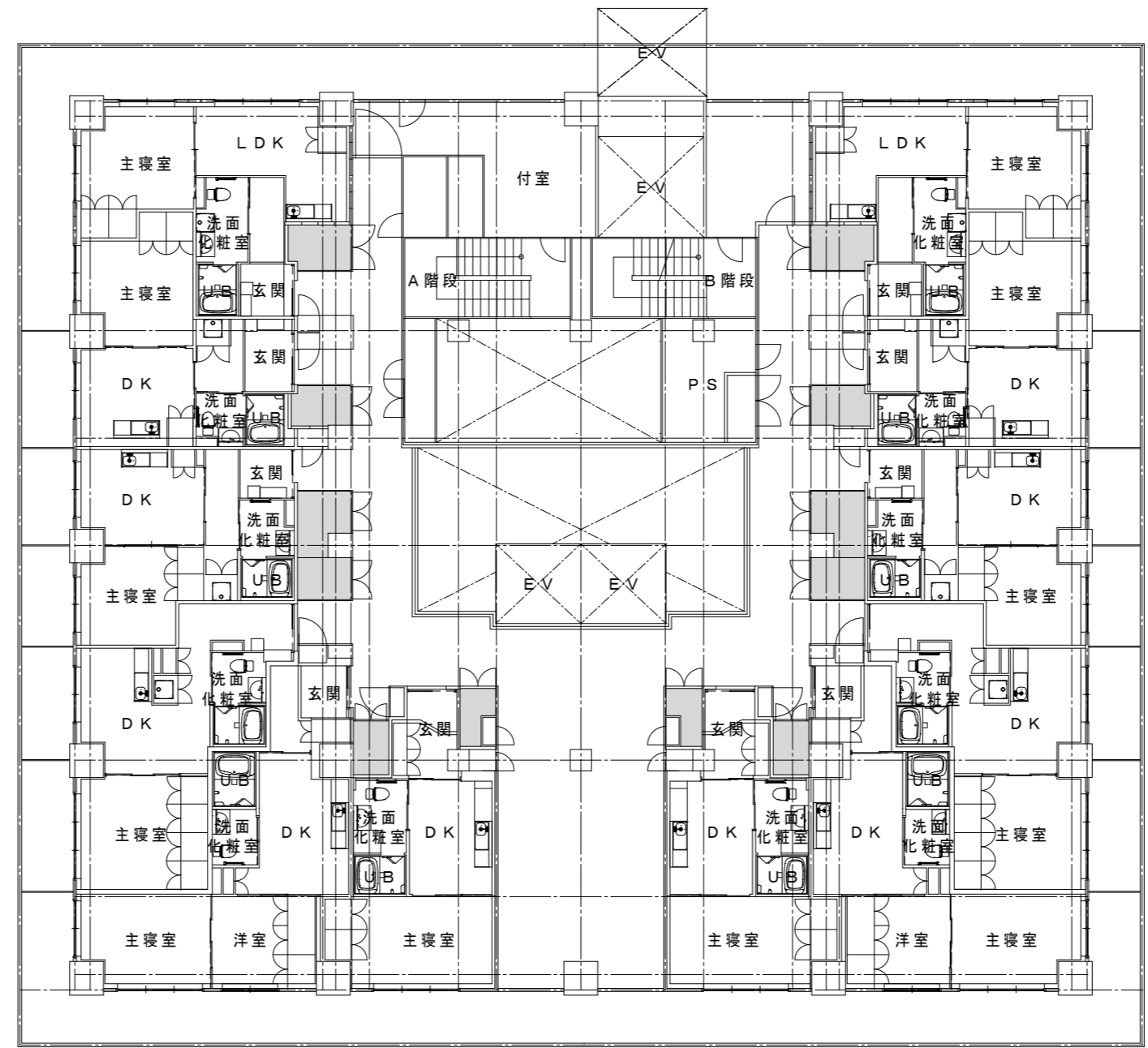
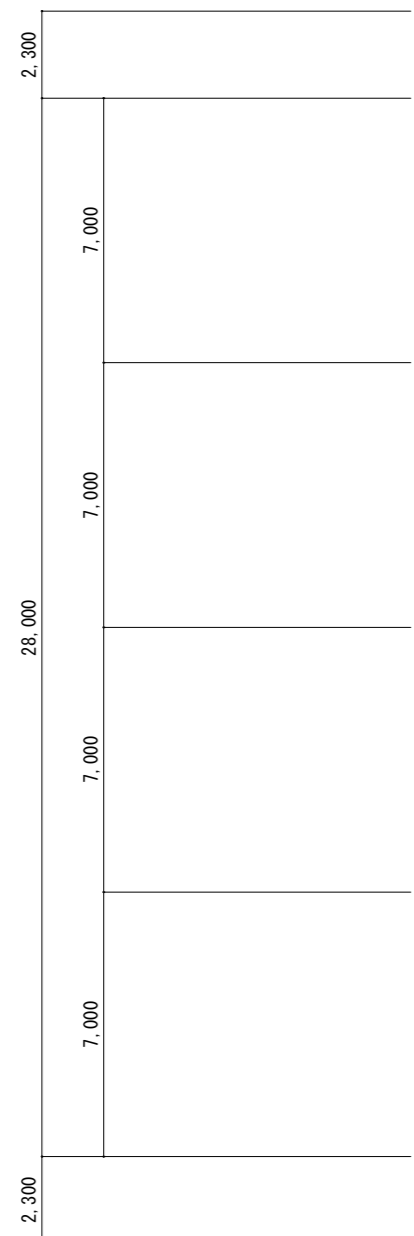
住所

岐阜市橋本町2丁目5番2

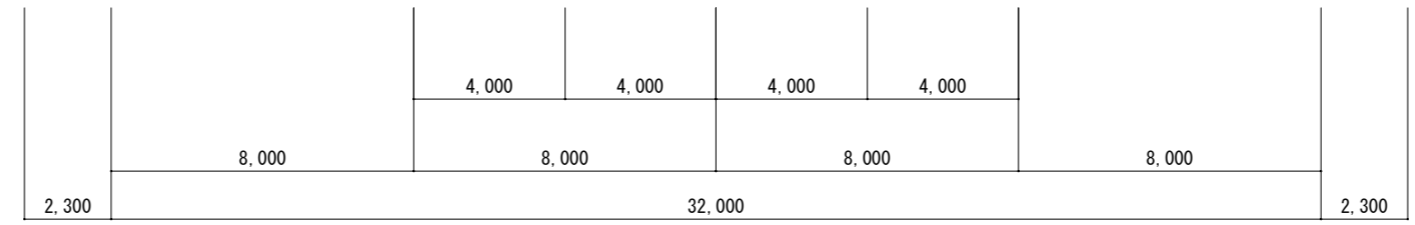
# ラッシュールメゾン給湯設備改修工事（一期工事）

図面リスト		
番号	図面名称	縮尺
1	6～10階 平面図	S=1/200
2	電機温水器自動風呂給湯タイプ 参考図	S=1/20

岐阜県住宅供給公社

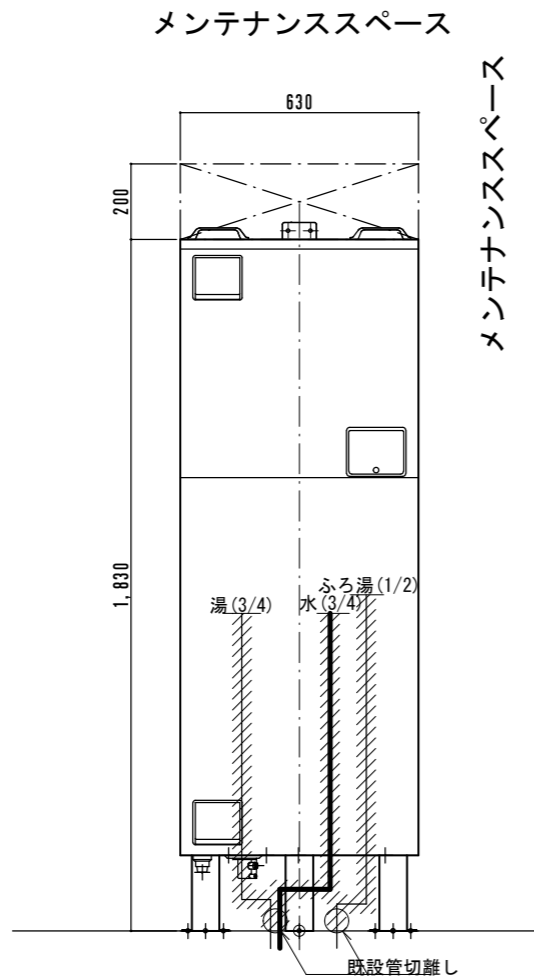


凡例  
 : 電気温水器設置箇所を示す

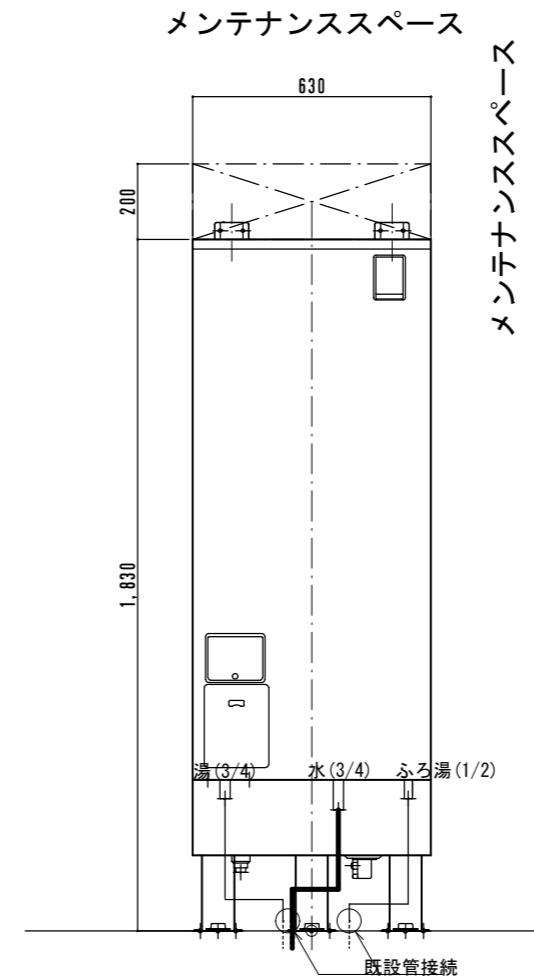


: 6～10F電気温水器取替済み住戸を示す

10 F	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012
9 F	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912
8 F	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812
7 F	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712
6 F	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612



[撤去工事内容]  
 給水給湯管（架橋PP）の撤去  
 既設電気温水器の撤去  
 リモコン（台所、浴室）の取り外し



[新設工事内容]  
 新設電気温水器の設置  
 給水給湯管（架橋PP）の接続  
 保温（ライトカバー）仕上  
 リモコン（台所、浴室）の取替  
 試運転調整（当日夕方に使用できる状態とする）